様式37の2(第1片)

150-8010
東京都渋谷区宇田川町１番１号

渋谷　れい　様

通知書番号	1111111111
保険証番号	13〇〇〇〇〇〇

令和8 年度国民健康保険料を下記のとおり
決定（更正）いたしましたので通知します。

令和9　年　1 月15 日

渋谷区長
〇〇　〇〇

印

令和８　　年度　国民健康保険料　決定（更正）通知書　兼　納入通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険料	633,630 円	655,986 円	22,356 円

この通知書は、令和9 年 1 月 5 日時点の情報により算定しています。

※ 賦課明細は次頁のとおり。

（単位：円）

普　通　徴　収　　期　別　納　付　額

期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期	令和8年6月30日	63,390	63,390	63,390	0
第2期	令和8年7月31日	63,360	63,360	63,360	0
第3期	令和8年8月31日	63,360	63,360	63,360	0
第4期	令和8年9月30日	63,360	63,360	63,360	0
第5期	令和8年11月2日	0	0	0	0
第6期	令和8年11月30日	0	0	0	0
第7期	令和9年1月4日	0	0	0	0
第8期	令和9年2月1日	0	7,456	0	7,456
第9期	令和9年3月1日	0	7,450	0	7,450
第10期	令和9年3月31日	0	7,450	0	7,450

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

納組コード
納組名称

（単位：円）

特　別　徴　収　　月　別　納　付　額

月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月	令和8年4月15日	0	0	0	0
6月	令和8年6月15日	0	0	0	0
8月	令和8年8月14日	0	0	0	0
10月	令和8年10月15日	126,720	126,720	126,720	0
12月	令和8年12月15日	126,720	126,720	126,720	0
2月	令和9年2月15日	126,720	126,720	0	126,720

保険料納付方法等	
徴収方法	特別徴収
納付義務者	渋谷　れい
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都渋谷区 宇田川町１番１号
特別徴収 義務者	厚生労働大臣
特別徴収 対象年金	老齢基礎年金
特別徴収 対象年金額	〇〇〇,〇〇〇円

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名
令和8年12月10日	令和8年12月18日	転入	渋谷　はじめ

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

2　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、渋谷区を被告として（訴訟において渋谷区の代表者は渋谷区長となります。）訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当する時は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

〒150-8010
渋谷区宇田川町1番1号
区民部国民健康保険課資格賦課係
電話　03-3463-1781

通知書番号	1111111111	保険証番号	13〇〇〇〇〇〇

国民健康保険料決定の明細

（単位：円）

	賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額	5,354,994	5,354,994	0
		× 0.0751	402,160	402,160	0
	資産割額	基礎額	0	0	0
		0.00	0	0	0
	均等割額	被保数	1人	1人	0人
		47,600円	47,600	47,600	0
	平等割額		0	0	0
	算出額		449,760	449,760	0
	政令軽減額	判定			
		所得割額	0	0	0
		均等割額	0	0	0
		平等割額	0	0	0
	限度超過額		0	0	0
	年間保険料		449,760	449,760	0
	増減調整額		0	15,866	15,866
	条例減免額		0	0	0
	減免額		0	0	0
	（A） 医療分保険料額		449,760	465,626	15,866
支援金分	所得割額	基礎額	5,354,994	5,354,994	0
		× 0.0280	149,939	149,939	0
	資産割額	基礎額	0	0	0
		0.00	0	0	0
	均等割額	被保数	1人	1人	0人
		17,600円	17,600	17,600	0
	平等割額		0	0	0
	算出額		167,539	167,539	0
	政令軽減額	判定			
		所得割額	0	0	0
		均等割額	0	0	0
		平等割額	0	0	0
	限度超過額		0	0	0
	年間保険料		167,539	167,539	0
	増減調整額		0	5,866	5,866
	条例減免額		0	0	0
	減免額		0	0	0
	（B） 支援金分保険料額		167,539	173,405	5,866
介護分	所得割額	基礎額	0	0	0
		× 0.0243	0	0	0
	資産割額	基礎額	0	0	0
		0.00	0	0	0
	均等割額	被保数	0人	0人	0人
		17,800円	0	0	0
	平等割額		0	0	0
	算出額		0	0	0
	政令軽減額	判定			
		所得割額	0	0	0
		均等割額	0	0	0
		平等割額	0	0	0
	限度超過額		0	0	0
	年間保険料		0	0	0
	増減調整額		0	0	0
	条例減免額		0	0	0
	減免額		0	0	0
	（C） 介護分保険料額		0	0	0
子ども分	所得割額	基礎額	5,354,994	5,354,994	0
		× 0.0027	14,458	14,458	0
	資産割額	基礎額	0	0	0
		0.00	0	0	0
	均等割額	被保数	1人	1人	0人
		1,800円	1,873	1,873	0
	平等割額		0	0	0
	算出額		16,331	16,331	0
	政令軽減額	判定			
		所得割額	0	0	0
		均等割額	0	0	0
		平等割額	0	0	0
	限度超過額		0	0	0
	年間保険料		16,331	16,331	0
	増減調整額		0	624	624
	条例減免額		0	0	0
	減免額		0	0	0
	（D） 子ども分保険料額		16,331	16,955	624

決定保険料額(A)+(B)+(C)+(D)	633,630	655,986	22,356